

政治団体支部解散届

令和 年 月 日

総 務 大 臣
殿
徳島県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

本政治団体の下記の支部は、令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第 18 条第 5 項の規定により、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって同法第 17 条第 1 項の届出をします。

記

- 1 政治団体の支部の名称
- 2 支部の事務所の所在地
- 3 支部の代表者の氏名
- 4 支部の会計責任者の氏名

（備 考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 この届出の際は、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に対し、この届出をした旨を通知すること。また、当該支部の代表者及び会計責任者であった者は、解散の日から 30 日以内（当該支部が国会議員関係政治団体であった場合にあつては 60 日以内）に法第 17 条第 1 項に規定する収入及び支出に関する事項を記載した報告書を提出すること。